

令和5年大網白里市議会第4回定例会議会運営委員会会議録

日時 令和5年12月14日（木曜日）午前10時15分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

北 田 宏 彦	委 員 長	上 代 和 利	副 委 員 長
土 屋 忠 和	委 員	森 建 二	委 員
小 倉 利 昭	委 員	岡 田 憲 二	委 員

小金井 勉	議 長	石 渡 登志男	副 議 長
-------	-----	---------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	主 査	山 本 卓 也
主任書記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 議長あいさつ

第4 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第11号 議員という、自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている者に関わりのある企業が、本市の公共事業を受注する事を制限するための条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情

第5 その他

第6 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（上代和利副委員長） 皆様大変にお疲れ様でございます。

ただいまより、議会運営委員会を開催いたします。

最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

（午前10時15分）

◎委員長あいさつ

○委員長（北田宏彦委員長） 皆様、ご苦労様でございます。

今回、当委員会で協議する内容は、陳情が1件でございます。

重要な案件でございますので、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

○副委員長（上代和利副委員長） ありがとうございます。

次に議長から挨拶をお願いいたします。

◎議長あいさつ

○小金井 勉議長 皆さんお疲れ様でございます。

慎重審議よろしくお願いいたします。

○副委員長（上代和利副委員長） ありがとうございます。

続きまして協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 傍聴者はいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） いないようですので次に進みます。

本日の出席委員数は6名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第11号 議員という、自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている者と関わりのある企業が、本市の公共事業を受注する事を制限するための条例である、政治倫理条例を制定してもらう

ための陳情

○委員長（北田宏彦委員長） これより当委員会に付託となった陳情第11号 議員という自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っているものと関わりのある企業が、本市の公共事業を受注することを制限するための条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

森委員。

○森 建二委員 まず議会議員、政治倫理条例というもので近隣を含めた市区議会について、ちょっと確認をさせていただきます。

大体全市区が令和4年12月31日、昨年末いっぱい、815団体のうち、何がしかの取り決めをしているところが約その半分424団体ということで伺っております。

今後これについては改めて議論を深めていくべきだと思っています。

その上で、一つ申し上げたいのは、ある程度、これやはり議員同士、お互いの倫理に基づいて、今後の行動基準を定めていくというものになりますので、ある程度の議論がやはり必要なんだろうなというふうに思っています。

例えば、現時点で何がしかの倫理に反する議員がいたということであれば、これもすぐにも話し合っていかなければならないことなのかなとも思いますが、現時点で、私も二期今までやらせていただいている中ではそのような議員は、今の時点で問題があったというふうには記憶しておりませんし、その上で申し上げれば、きちんとこれについては話し合っ、皆さんの意見を汲んで、例えば全員協議会で皆さんの意見を汲んだ上で、委員会なりを立ち上げるのか、議運で、その上で案を出すのかということも含めて、様々な議論が必要なんではないかなと。

拙速にこの、今の議会運営委員会のみで決めてしまうということではないのではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ご意見等ございますか。

土屋委員。

○土屋忠和委員 令和5年第3回の定例会、総務常任委員会において、政治倫理条例を制定し

てもらうための陳情が不採択となりました。

不採択の理由に、私は市長、副市長、教育長の行政側と、議員側を、規制対象を区分した方が良いと、私は発言いたしました。

そして、この第4回定例会に新しい陳情として、私を名指しした上、陳情第10号と第11号に分けての陳情審議となったと考察いたします。

この11号については、私たち議会議員と、首長の行政側、二元代表制になっております。

議会議員の立場以外に自己の従事する職業を生活の糧にしており、職業選択の自由という保障により、日々営み、勤労義務を果たすものが多く実在いたします。

この陳情に対して、努力義務としてとなら、この陳情の趣旨には賛同はできますが、しかし、制限の内容等を議員全員のご意見を聞いてから、再度考えさせていただきます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ご意見ございますでしょうか。

岡田委員。

○岡田憲二委員 これ、どっちみち全協に諮るんだろ。

全協でやればいいじゃないか。

これやったって、同じ様なグループが、同じ様に打ち合わせしてやってんだろうから。

そうでしょ。知ってるよ。

○委員長（北田宏彦委員長） 岡田委員の意見としては、全協に諮った方が良いという意見でよろしいですか。

はい、岡田委員。

○岡田憲二委員 これは、森委員と土屋委員とか、もう言ってるじゃない。

あとはだから、どっちみち全協で諮らなきゃなんないもんだから、その2人の意見を聞いたんだからさ、全協でやればいいじゃない。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ご意見ございますか。

小倉委員。

○小倉利昭委員 先ほどのお2人、他の委員の皆さんのご意見に、賛成でございますけども、十分にですね、論議を尽くした方が良いと思いますので、拙速に制定というふうには持っていなくてもよろしいかと思ひますし、当然、政治倫理というのは最重要な、問題であると思ひますので、前向きに考えたいと思ひますけども、この場で結論を出すことではないなとい

うふうに思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

上代副委員長どうぞ。

○副委員長（上代和利副委員長） 私も本当に今、色んな部分で国においても取り沙汰をされて、また地方議会においても、色んな品位というか、そういった部分、色んな部分で取り沙汰されております。

本当に皆さん、仰ったように大事な重要な観点だと思います。

だから、そういう部分ですので、本当に中にはその条例があったり、その規定があったりというふうな議会により、やっておると思います。

そういうことですので、もう本当にまだ、皆さんのご意見と同じになりますが、精査をしないといけないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

他の委員の方のご意見はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま皆様の方から出たご意見でございますが、今、この場で即、決めるということではなく、我々議員の間でよく協議してというご意見だったと思いますが、今後、これをどのような形で、議運の中で、もう少し話を揉んでいくものなのか、あるいは全員協議会の方に1度、話をした方が良いものなのか、いずれにしろ、もうちょっとこの議会運営委員会の中で、揉む、よく話をしていく必要があるのではないかと思います、その辺いかがですかね。

○岡田建二委員 今日これで終わり。

全協ないのこれから。

○委員長（北田宏彦委員長） この陳情の審査のみですので、全協は予定しておりません。

○岡田憲二委員 じゃあ私がちょっと言おうかな。

○委員長（北田宏彦委員長） 岡田委員、どうぞ。

○岡田憲二委員 拙速に拙速についていう話を、皆さんしてますけども、拙速じゃないでしょうよ。うん。拙速じゃない、ということで、総務常任委員会でも片岡工業のことは、否決して

るんでしょ。

その延長線上でこの佐藤さんという方は、こういうものを出してきてるんだから、拙速じゃない、もう総務常任委員会で、きちんとね、答え出してき、来てるわけでしょ。

だから別に拙速ではない。

1つだけ言わせてもらうけどね、前回の全員協議会を中でもこの片岡工業の話があって、それで、説明に来た担当課長にどういうふうに調査したんだと言ったら、何かよく訳の分かんないこと言ってたじゃない。個別に呼んで、そういうことを自分でやったのかとかね、あとは、片岡工業との関わりがあるのかと聞いて、そしたら、いずれも何もないと、いうことだったから、それで止めてる訳でしょ。

でも一番おかしいことは、あなた方、総務常任委員会の委員もいるけれど、市の関わった、市の職員を問い質すっていうそれはもちろんやらなきゃいけないけど、もう1つ違うことがあるでしょ。職員には問い質したけど、職員以外の者は問い質したのかっていう、そういうものは一切ない。総務常任委員会で一番重要なことは、何だったんですか。

市が調査価格と、片岡工業と、一言一句違わない、そのことに対して、当時入札に関与した職員、誰がその調査価格知れたんだっていう、総務委員会で質問してたでしょう。そしたら、ちゃんとやってるじゃないですか。

副市長が調査価格を、金額を、記入するんだと。それを封書に入れて、金庫に保管する、そう言ってるじゃないですか。

一番疑うべきは、職員じゃないんだよ。副市長が金額入れたって言ってるだから。入れて、封書に入れて金庫に保管してたんだから。

だから、後は知らないんだ。職員は知らないんだ。職員は調べたけど、副市長はだから調べられたのか。

そんなことはないでしょ。そういうことがあるから、こういう問題も出てくるんです。

それでまた、これで、拙速にねやっちゃいけないからとかね、何とか理由つけての延ばし延ばしにやれば、またそのうちに、これで終わりになっちゃうでしょ。

私はそう思いますよ。

○委員長（北田宏彦委員長） あの岡田委員、今回の陳情は、議員に対する政治倫理条例の制定を求めるということで、市長、副市長、教育長の三役についての政治倫理条例の制定を求めるものは、総務常任委員会の方に陳情があがっておりますので、2つに分けてあげてきて

おります。

○岡田憲二委員 だから2つに分けようと分けまいと、本質的にはそういうもんだってことを言ってる。

○委員長（北田宏彦委員長） はい。

○岡田憲二委員 だから2つに分けた方がいいって、土屋議員が言ったからこれ。正直に2つに分けてきた訳で、本質的なものは何ら変わらない。

○委員長（北田宏彦委員長） はい。

他の方のご意見はよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） そうしましたら、意見が出尽くしたようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） お諮りいたします。

陳情第11号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成少数。

よって、陳情第11号は不採択と決しました。以上で、陳情第11号の審査を終わります。以上で、当委員会に付託された陳情の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（北田宏彦委員長） 次にその他ですが、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（上代和利副委員長） 以上をもちまして、議会運営委員会を閉会といたします。皆様、お疲れ様でした。

（午前11時23分）